

きのこ王国とっとり推進事業費補助金交付要綱

制 定	平成 31 年 3 月 29 日付第 201800357053 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	令和 2 年 3 月 24 日付第 201900334748 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	令和 3 年 3 月 26 日付第 202000328755 号鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、きのこ王国とっとり推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、原木しいたけ等の生産体制の整備、販売戦略の実施、原木の安定確保を行う生産者等（以下「生産者」という。）の取組を支援することにより、きのこ王国ととりの実現を推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第 3 条 県は前条の目的の達成に資するため、別表の第 1 欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 補助事業のうち原木安定供給支援、生産拡大支援及び販路開拓支援については、対応する別表の第 2 欄に掲げる者
- (2) 補助事業のうち栽培環境整備支援、安全労働確保支援、新規生産者施設整備支援及びクヌギ原木林緊急造成（果樹園跡地有効利用）支援については、対応する別表の第 2 欄に掲げる者に対し、その者が行う補助事業（以下「間接補助事業」という。）に係る補助対象経費（補助事業に要する同表の第 3 欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額に同表の第 4 欄に定める率を乗じて得た額（ただし、1 円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てるものとし、事業実施主体が居住及び営農する市町村がそれぞれ異なる場合で、やむを得ない事由があると地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長（以下「地方事務所の長」という。）が認めるときは、本補助金の額とする。）以上の間接補助金を交付する同表の第 5 欄に掲げる者
- 2 本補助金の額は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。同表の第 7 欄に定める額を限度とする。）に同表の第 6 欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（ただし、1 円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てるものとする。）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(交付申請の時期等)

- 第 4 条 本補助金の交付申請は、地方事務所の長又は知事が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び第 2 号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第 5 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 20 日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第 3 号によるものとする。
 - 3 地方事務所の長又は知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）

から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者は(以下「補助事業者」という。)は、第3条第1項に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、 第13条、第14条、第16条第2項 後段、第17条、第25条及び第26 条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第8欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を地方事務所の長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による地方事務所の長の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第8欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を地方事務所の長に報告しなければならない。

(完了届及び検査)

第10条 規則第14条の規定に基づき、別表の第9欄に○印を付した補助事業を行う補助事業者は、補助事業の完了した日(次項の規定による検査を段階的に行う必要がある場合にあっては、当該検査に係る部分が完了した日)から20日以内に様式第8号による届出書を地方事務所の長に提出しなければならない。

2 地方事務所の長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに検査員に検査させるものとする。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第7号により速やかに地方事務所の長又は知事に報告し、地方事務所の長又は知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第12条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（概算払）

第13条 事業実施主体は、規則第19条に規定する概算払による本補助金の支払いを求めるときは、様式第4号により概算払請求を行うものとし、地方事務所の長又は知事は、概算払いによる本補助金の支払いを行うときは、様式第5号によりあらかじめ通知するものとする。

（達成状況報告）

第14条 原木安定供給支援（作業道開設）、栽培環境整備支援、安全労働確保支援（労働力の軽減）、新規生産者施設整備支援又はクヌギ原木林緊急造成（果樹園跡地有効利用）支援を実施した事業実施主体は、実施計画についての達成状況報告を事業が終了した年度の翌年度から起算して3年間、各年度の翌年度の6月10日までに様式第6号により地方事務所の長又は市町村の長に提出するものとする。ただし、クヌギ原木林緊急造成（果樹園跡地有効利用）支援については、クヌギ造林計画を達成した年度までの報告とする。

2 市町村の長は、受理した達成状況報告書の写しを速やかに所轄の地方事務所の長に提出するものとする。

3 地方事務所の長は、達成状況報告書の写しをまとめて毎年6月30日までに農林水産部長に提出するものとする。

（財産の処分制限）

第15条 規則第25条第2項ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間（省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（間接的な財産処分の承認）

第16条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

（収益納付）

第17条 補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなくてはならない。

（提出書類の部数）

第18条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は正本1部とし、所轄の地方事務所の長又は知事に提出しなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第 19 条 補助事業者は、事業により取得した財産について、処分制限年度を経過するまでの間、財産管理台帳及びその他関係書類を整備、保管しなければならない。

(雑則)

第 20 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するとともに、「鳥取県原木しいたけブランド化推進事業費補助金交付要綱（平成 27 年 3 月 30 日第 201400201887 号農林水産部長通知）」、「鳥取茸王」緊急生産拡大支援事業費補助金交付要綱（平成 28 年 2 月 26 日第 201500163713 号農林水産部長通知）」、「鳥取県クヌギ原木林緊急造成事業費補助金交付要綱（平成 28 年 3 月 31 日第 201500196392 号農林水産部長通知）」及び「鳥取県新たなきのご販路開拓推進事業費補助金交付要綱（平成 28 年 5 月 26 日第 201600017775 号鳥取県農林水産部長通知）」は廃止する。ただし、平成 31 年 3 月 31 日までに交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条、第6条、第7条、第8条、第10条関係）

1 補助事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費 (注1)	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 補助率	7 補助対象経費の限度額	8 重要な変更	9 完了届																		
原木安定供給支援 (注2)	作業道開設	生産者、生産者のグループ、農協支部生産部、地区生産部、県椎茸生産組合連合会、農業協同組合、森林組合、素材生産業者、造林公社	原木林を確保する作業道（注3）の開設に要する経費			定額 下表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>全幅員</th> <th>補助単価 (円/m)</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2.0m</td> <td>1,900</td> <td>鳥取式作業道</td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>鳥取式以外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2.5m</td> <td>1,900</td> <td>鳥取式作業道</td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>鳥取式以外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3.0m</td> <td>2,000</td> <td>鳥取式作業道</td> </tr> <tr> <td>1,200</td> <td>鳥取式以外</td> </tr> </tbody> </table>	全幅員	補助単価 (円/m)	適用	2.0m	1,900	鳥取式作業道	1,000	鳥取式以外	2.5m	1,900	鳥取式作業道	1,000	鳥取式以外	3.0m	2,000	鳥取式作業道	1,200	鳥取式以外		補助金の増額	○
	全幅員	補助単価 (円/m)	適用																								
2.0m	1,900	鳥取式作業道																									
	1,000	鳥取式以外																									
2.5m	1,900	鳥取式作業道																									
	1,000	鳥取式以外																									
3.0m	2,000	鳥取式作業道																									
	1,200	鳥取式以外																									
自伐原木生産研修 (注4)	生産者のグループ、農協支部生産部、地区生産部、県椎茸生産組合連合会、農業協同組合	原木生産技術の向上を図るための伐木研修の実施に要する経費（注5）			1/2	100千円とする。																					
栽培環境整備支援	生産者、農協支部生産部、地区生産部、農業協同組合	増産・品質の安定化を図るためのほだ場の造成（上木整理、作業道整備）及び気象条件に左右されない施設（「鳥取茸王ハウス」(注6)、散水施設、ビニール被覆、簡易ハウス等）の整備に要する経費（注7）（注8）（注9）	1/3	市町村	2/9	(1)パイプハウス ア 面積240m ² 未満7,700円/m ² イ 面積240m ² 以上300m ² 未満7,300円/m ² ウ 面積300m ² 以上6,800円/m ² (2)散水施設500,000円/式																					
生産拡大支援 (注4)	生産者、農協支部生産部、地区生産部、農業協同組合	当年度植菌する原木本数の計が、1生産者あたり500本以上の場合に、前年度植菌した原木本数と同数又は増加するための原木及び種駒の調達に要する経費			定額 ・種駒：維持分0.75円/駒、拡大分1.5円/駒 ・購入原木：維持分50円/本、拡大分100円/本 ・自伐原木：維持分25円/本、拡大分50円/本 ※維持分：前年度植菌本数と同じ本数までに適用する。 ※拡大分：前年度植菌本数を1生産者あたり100本以上増加した場合に、増加本数に適用する。 ※補助金額の限度額は種駒及び原木合計500千円/人とする。																						

安全労働確保支援	しいたけ栽培歴5年以内の新規生産者	作業安全（防護衣等の導入）と労働力の軽減（運搬車や動力ウィンチ等の導入（注10））に要する経費 ただし、労働力の軽減に要する経費は、事業実施年度（1年目）に1,000本/年以上植菌を行い、かつ3年目までに3,000本/年以上の植菌を目指す取組に限る。	1/2	市町村	1/3	(1) 作業安全 防護衣等 127 千円/人 (2) 労働力の軽減 ア 運搬車 1,935 千円 イ 動力ウィンチ 297 千円 ウ アシストスーツ 150 千円		
新規生産者施設整備支援	原木しいたけ新規生産講座の修了者、しいたけ栽培歴5年以内の方、及びそれらの所属する団体	事業実施年度（1年目）に1,000本/年以上植菌を行い、かつ3年目までに3,000本/年以上の植菌を目指す取組に対し、乾燥機（設置費を含む）とスライサーの導入を要するために要する経費（注10）	1/3	市町村	2/9	(1) 乾燥機 1,320 千円 (2) スライサー 390 千円		
販路開拓支援 (注11)	鳥取県原木しいたけブランド化促進協議会の会員	原木しいたけのブランド化に向けた販路開拓や消費拡大活動に要する経費	/	/	1/2			
	無胞子性エリンギ若しくは黒アラゲキクラゲの生産に取り組む法人又はグループ等	無胞子性エリンギ又は黒アラゲキクラゲの販路開拓や消費拡大活動に要する経費						
クヌギ原木林緊急造成(果樹園跡地有効利用)支援 (注12)	J A及び森林組合	果樹園跡地に係る集約化計画及びしいたけ生産に係るクヌギ原木の利用計画の作成に要する経費	10/10	市町村	1/2	100 千円とする。		
	土地所有者	果樹園跡地の鉄線・柵・モノレールの撤去に要する経費	9/10	市町村	4.5/10	(1) 地山傾斜20度未満 176,000 円/10a (2) 地山傾斜20度以上30度未満 193,600 円/10a (3) 地山傾斜30度以上 211,200 円/10a		

(注1) 補助対象経費が、工事請負及び委託に係る経費の場合については、県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(注2) 事業の実施にあたり、原木の供給者と受給者の間で、原木の本数、樹種、径級、納期や代金の精算方法、施業方法について合意した原木安定供給協定を2者（又は3者）で締結するものとする。事業主体が生産者の場合は、生産部等（県椎茸生産組合連合会、地区生産部、農協支部生産部、生産者のグループ又は法人。この場合、生産者本

- 人を含んでもよい)に原木を供給するものとする。事業主体が森林組合又は素材生産業者の場合は、生産部等(県椎茸生産組合連合会、地区生産部、農協支部生産部、生産者のグループ又は法人)に原木を供給する協定とする。なお、平成26年度までに認定を受けた原木林プランについても、原木安定供給協定と同様に事業の対象とする。
- (注3) 対象とする作業道は、原木安定供給協定に基づき、計画的に原木を搬出する又は原木林を造成・育成するための作業道とし、鳥取県森林作業道実施基準(平成23年3月31日付第201000193342号鳥取県農林水産部長通知)により開設するものであること。
- (注4) チェーンソーを用いた作業を行う場合は、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成27年12月7日付基発1207第3号)、「チェーンソー取扱い作業指針」(平成21年7月10日付基発0710号第1号)に基づき、安全に留意するとともに、防護衣等の着用に努めること。
- (注5) 対象とする研修は、生産者を対象にしたものとし、講師謝金、立木代、安全対策費、機材及び会場借上料、傷害保険料等研修に必要な経費とする。
- (注6) 「鳥取茸王ハウス」とは、県が開発した鳥取型低コストハウスに散水施設を整備したビニールハウスをいう。
- (注7) パイプハウスの導入に当たっては、鳥取型低コストハウスの導入に努めること。また、1戸当たりの面積限度は300m²とする。
- (注8) 対象とする取組は、事業実施年度の翌年度から3年目における生産量、単位収量、販売額、または販売単価が、事業を実施する前年度実績から3割以上の増加を目指した取組であること。
- (注9) ビニールハウス等の農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する者は、園芸施設共済、又は民間の建物共済や損害補償保険等(天災に対する補償を必須とする。)に加入するものとする。
- (注10) 対象とする機械は、新品又は新品と同程度の能力等を有する中古機械(3年以上稼働できるものに限る。)とする。
- (注11) 試験販売、市場調査、複数会員の連携による販売促進活動等も含む。ただし、団体等の運営に係る経常的な経費、人件費、団体等構成員に対する個人給付的な経費、食糧費(事業実施に必要な不可欠なものは除く)等、交付対象として不適当と認められる経費は除く。
- (注12) 事業の実施にあたり、土地所有者又は土地所有者から森林施業実施の委託を受けた者と農協支部生産部の二者、果樹園跡地に係る集約化計画及びしいたけ生産に係るクヌギ原木の利用計画を作成するJA又は森林組合と土地所有者又は土地所有者から森林施業実施の委託を受けた者と農協支部生産部の三者若しくは市町村と計画を作成するJA又は森林組合と土地所有者又は土地所有者から森林施業実施の委託を受けた者と農協支部生産部の四者の間で、クヌギ原木林緊急造成支援事業の実施及び管理に関する協定を締結するものとする。協定期間は事業が完了する年度の翌年度から起算して15年を経過する年までとする。また、対象となる果樹園跡地は森林組合等が作成する森林経営計画に編入が見込まれる果樹園跡地であり、1施行地の面積が0.1ha以上であること。

(2) 自伐原木生産研修の計画 (実績)

地区名	実施場所		面積 (ha)	参加人数 (人)	事業費 (円)	負担区分(円)			備考
	市町村	大字				県費	市町村費	その他	
合計									

(注) 備考欄には、講師謝金、立木代、安全対策費、機材及び会場借上料、傷害保険料等の経費内訳を記載すること。

4 事業完了予定年月日 (事業完了年月日)

5 他の補助金の活用の有無 (有・無) (注) 「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

有の場合：活用する補助金名 ()
その事業内容 ()
当該補助金に係る問い合わせ先
補助金を所管している部署名・団体名 ()
同上 連絡先 (電話番号：)

6 消費税の取り扱い (一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)

(注) いずれかに○をしてください。

様式第1号（第4条、第11条関係）

年度さのこ王国とっとり推進事業（栽培環境整備支援）実施計画書（報告書）

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

施設名	施工場所		メーカー、機種、規格等	数量 (m、m ² 、棟、式等)	事業費 (円)	負担区分(円)			備考
	市町村	大字				県費	市町村費	その他	
合計									

(注1) 導入する施設別、しいたけ生産者別に記載すること。

(注2) 申請時には導入する施設の概要がわかるカタログ及び見積書、実績報告時には内訳のわかる領収書等証拠書類、位置図、完成写真を添付すること。

3 生産等計画（実績）

区分	現状	計画又は実績			
		当該年度	年度	年度	年度
植菌本数（本数）					
ハウス栽培 (Kg)	「鳥取茸王」 (金ラベル)				
	「鳥取茸王」 (銀ラベル)				
	とっとり115 (レギュラー規格)				
	その他				
	計				
露地栽培（乾しいたけ）(kg)					

4 園芸施設共済等への加入状況（加入済・今後加入予定（○年○月）・対象施設を導入しない）

(注) ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、施設の利用開始までに園芸施設共済等への加入することとし、実績報告時には園芸施設共済等の加入証書又は加入申込書等の写しを添付すること。

5 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

6 他の補助金の活用の有無（有・無）（注）「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

有の場合：活用する補助金名（ ）

その事業内容（ ）

当該補助金に係る問い合わせ先

補助金を所管している部署名・団体名（ ）

同上 連絡先（電話番号： ）

7 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

（注）いずれかに○をしてください。

様式第1号（第4条、第11条関係）

年度きのこ王国とっとり推進事業（生産拡大支援）実施計画書（報告書）

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

区分	前年度 植菌数 (駒、本) ①	当年度 植菌数 (駒、本) ②	補助対象数 (駒、本)		県費 (円)		
			維持分 (注4)	拡大分 (注5)	維持分	拡大分	計
種駒							
原木	購入						
	自伐						
	計						
合計							
参加人数	人						
事業実施期間							
事業実施場所	他 箇所						

(注1) 事業主体が農業協同組合又は地区生産部の場合は、参加人数を記載することとし、参加者内訳駒数及び本数等が分かる資料を添付すること。

(注2) 購入原木及び自伐原木の合計本数は、1本あたり駒菌の場合を30個、形成菌の場合を40個として前年度又は当年度の種駒購入伝票等購入状況の分かる証書をもとに換算するものとし、小数点以下は切り捨てとする。これらの証書は交付申請書又は実績報告書に添付すること。

(注3) 購入原木の本数は、前年度又は当年度の原木購入伝票等購入状況の分かる証書をもとに記載すること。これらの証書は交付申請書又は実績報告書に添付すること。

(注4) ② \geq ①の場合=①、②<①の場合=0。

(注5) ② \geq ①の場合=②-①、②<①の場合=0。

3 生産又は植菌計画（実績）

区 分	現 状	計画又は実績			
		当該年度	年度	年度	年度

(注1) 区分欄には、生産量 (kg) 又は植菌本数 (本) について記載すること。

(注2) 事業主体が農業協同組合又は地区生産部の場合は、参加者内訳計画（実績）の合計又は平均とし、内訳資料を添付すること。

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

5 他の補助金の活用の有無（有・無）（注）「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

有の場合：活用する補助金名（ ）

その事業内容（ ）

当該補助金に係る問い合わせ先

補助金を所管している部署名・団体名（ ）

同上 連絡先（電話番号： ）

6 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

（注）いずれかに○をしてください。

様式第1号（第4条、第11条関係）

年度きのこ王国とっとり推進事業（安全労働確保支援）実施計画書（報告書）

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

（1）事業計画（実績）

区分	実施場所		メーカー、機種、規格等	数量	事業費 (円)	負担区分(円)			備考
	市町村	大字				県費	市町村費	その他	
合計									

（注1）区分欄には、防護衣等（ヘルメット、防護衣、防護ズボン、防護ブーツ）、導入機械・器具別に記載すること。

（注2）申請時には導入するものの概要がわかるカタログ及び見積書、実績報告時には内訳のわかる領収書等証拠書類を添付すること。

（注3）備考欄に新規生産講座の修了年月日または、栽培始期年月を記載すること。

（2）植菌計画（実績）

区分	現状	計画又は実績			
		当該年度	年度	年度	年度
植菌本数（本）					

（注）防護衣等の導入のみの場合は、記載不要

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 他の補助金の活用の有無（有・無）（注）「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

有の場合：活用する補助金名（ ）
 その事内容（ ）
 当該補助金に係る問い合わせ先
 補助金を所管している部署名・団体名（ ）
 同上 連絡先（電話番号： ）

様式第1号（第4条、第11条関係）

年度きのこ王国とっとり推進事業（新規生産者施設整備支援）実施計画書（報告書）

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

（1）事業計画（実績）

機械名	実施場所		メーカー、機種、規格等	数量（台）	事業費（円）	負担区分（円）			備考
	市町村	大字				県費	市町村費	その他	
合計									

（注1）導入する機械別、生産者別に記載すること。

（注2）申請時には導入する施設の概要がわかるカタログ及び見積書、実績報告時には内訳のわかる領収書等証拠書類を添付すること。

（注3）事業実施主体が原木しいたけ新規生産講座の修了生の場合は、備考欄に修了年月日を記載すること。

（2）植菌計画（実績）

区分	現状	計画又は実績			
		当該年度	年度	年度	年度
植菌本数（本）					

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

4 他の補助金の活用の有無（有・無）（注）「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

有の場合：活用する補助金名（ ）
 その事内容（ ）
 当該補助金に係る問い合わせ先
 補助金を所管している部署名・団体名（ ）
 同上 連絡先（電話番号： ）

5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

（注）いずれかに○をしてください。

様式第1号（第4条、第11条関係）

年度きのこ王国とっとり推進事業（販路開拓支援）実施計画書（報告書）

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

活動・取組の内容			
期待される効果	当該年度	年度	年度
目標			
実績			

（注1）活動・取組の内容については、詳細に記載すること。

（注2）期待される効果については、販路開拓数や販売金額、出荷量等の目標数値を設定すること。

（注3）達成状況が明らかとなる書類を添付すること（期首と期末の数値が把握できるもの）。

3 事業費の内訳

区分	内容	事業費 (円)	負担区分(円)		備考
			県費	その他	
合計					

（注）区分欄には、報償費、旅費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料、消耗品費・燃料費、印刷製本費・広告料、備品購入費、保険料、その他の別を記載すること。

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

5 他の補助金の活用の有無（有・無）（注）「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

有の場合：活用する補助金名（ ）
 その事内容（ ）
 当該補助金に係る問い合わせ先
 補助金を所管している部署名・団体名（ ）
 同上 連絡先（電話番号： ）

6 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

（注）いずれかに○をしてください。

様式第1号（第4条、第11条関係）＜計画作成の場合＞

年度きのこ王国とっとり推進事業（クヌギ原木林緊急造成）実施計画書（実績報告書）

1 事業の目的

2 事業計画（実績）内容

（計画を作成しようとする果樹園跡地の概要）

土地の所有者名	果樹園跡地の所在地				面積(m ²)
	市町村	大字	字	番地	

3 事業費の内訳

区分	内容	事業費 (円)	負担区分(円)			備考
			県費	市町村費	その他	
合計						

（注1）区分欄には、報償費、旅費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料、消耗品費・燃料費、印刷製本費・広告料、備品購入費、保険料、その他の別を記載すること。

（注2）申請時には、「クヌギ原木林緊急造成支援事業の実施及び管理に関する協定書」の写しを添付すること。「クヌギ原木林緊急造成支援事業の実施及び管理に関する協定書」は参考様式3の協定例を参考に締結すること。

（注3）「果樹園跡地に係る集約化計画及びしいたけ生産に係るクヌギ原木の利用計画書」は参考様式2を参考に作成し、実績報告時に添付すること。

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5 他の補助金の活用の有無（有・無）（注）「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

有の場合：活用する補助金名（ ）

その事内容（ ）

当該補助金に係る問い合わせ先

補助金を所管している部署名・団体名（ ）

同上 連絡先（電話番号： ）

6 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

（注）いずれかに○をしてください。

様式第1号（第4条、第11条関係）＜鉄線・柵・モノレールの撤去の場合＞

年度きのこ王国とっとり推進事業（クヌギ原木林緊急造成）実施計画書（実績報告書）

1 事業の目的

2 事業計画（実績）内容

土地の所有者名	果樹園跡地の所在地				事業量 (m2)	整備の内容
	市町村	大字	字	番地		

(注1) 申請時には現況写真、見積書の写し及び「クヌギ原木林緊急造成支援事業の実施及び管理に関する協定書」の写しを、実績報告時には完成写真、領収書（支払済の場合）の写し及び「果樹園跡地に係る集約化計画及びしいたけ生産に係るクヌギ原木の利用計画書」を添付する。

(注2) 「クヌギ原木林緊急造成支援事業の実施及び管理に関する協定書」は参考様式3の協定例を参考に締結すること。

(注3) 「果樹園跡地に係る集約化計画及びしいたけ生産に係るクヌギ原木の利用計画書」は参考様式2を参考に作成すること。

3 事業費の内訳

区分	内容	事業費 (円)	負担区分(円)			備考
			県費	市町村費	その他	
	合計					

(注) 区分欄には、作業内容別の事業費を記載すること。

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5 他の補助金の活用の有無（有・無）（注）「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

有の場合：活用する補助金名（ ）

その事内容（ ）

当該補助金に係る問い合わせ先

補助金を所管している部署名・団体名（ ）

同上 連絡先（電話番号： ）

6 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

(注) いずれかに○をしてください。

年度きこの王国とっとり推進事業収支予算（決算）書

収支予算（決算）

(1) 収 入

(単位:円)

事業区分	予算区分	本年度予算額(円) (本年度精算額)	前年度予算額(円) (本年度予算額)	差引増減(円)	備 考
	本補助金				
	市町村費				
	その他()				
	計				
	本補助金				
	市町村費				
	その他()				
	計				
合計	本補助金				
	市町村費				
	その他()				
	計				

(注) 交付申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には予算額、決算額、差引増減額を記載すること。

(2) 支 出

(単位:円)

事業区分	支出区分	本年度予算額(円) (本年度精算額)	前年度決算額(円) (本年度予算額)	差引増減(円)	備 考
	計				
	計				
	計				

(注) 交付申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には予算額、決算額、差引増減額を記載すること。

様

職氏名 印

年度きのこ王国とっとり推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書 (以下「申請書」という。) で申請のあったきのこ王国とっとり推進事業費補助金 (以下「本補助金」という。) については、鳥取県補助金等交付規則 (昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第 8 条第 1 項の規定により通知します。

(注当・連絡先)

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は「きのこ王国とっとり推進事業」とし、その内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、きのこ王国とっとり推進事業費補助金交付要綱 (平成 31 年 3 月 29 日付第 201800357053 号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。) 第 3 条第 2 項及び第 5 条第 3 項の規定を適用して算定した額と、前記 2 の (2) の交付決定額 (変更された場合は、変更後の額とする。) のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

職氏名 様

住所
事業主体名
代表者名 印

きのこ王国とっとり推進事業費補助金の概算払について (依頼)

きのこ王国とっとり推進事業について、鳥取県補助金等交付規則 (昭和32年鳥取県規則第22号) 第19条の規定により請求します。

記

1 請求額

事業区分	交付決定額 (円)	概算払請求額 (円)
計		

2 添付書類

事業実施内容が確認できる書類 (様式第2号に準じる書類)
支払 (予定) 額を確認できる書類

番 年 月 号 日

様

職氏名

印

きのこ王国とっとり推進事業費補助金の概算払について (通知)

年 月 日付 第 号で交付決定通知をしたこの補助金について、下記のとおり概算払をしますので、鳥取県補助金等交付規則 (昭和32年鳥取県規則第22号) 第19条の規定により通知します。

(担当)

記

1 補助金概算払額

事業区分	交付決定額 (円)	既概算払額 (円)	今回概算払額 (円)	概算払額計 (円)	残 額 (円)
計					

2 概算払の時期

年 月 旬

達成状況報告書

1 事業の目的

2 事業報告（概要）

事業区分	名称	規格	数量	事業費（円）	負担区分（円）			備考
					県費	市町村費	その他	
原木安定供給支援	作業道開設							
栽培環境整備支援								
安全労働確保支援（労働力の軽減）								
新規生産者施設整備支援								
クヌギ原木林緊急造成 （果樹園跡地有効利用）支援								
合計								

（注1）名称欄は、路線名、機械名称、施設名称、施業名称のいずれか該当する内容を記載すること。

（注2）規格欄は、作業道開設は幅員を、栽培環境整備支援、安全労働確保支援（労働力の軽減）及び新規生産者施設整備支援はトラクタ、機種、馬力及び動力等を、クヌギ原木林緊急造成（果樹園跡地有効利用）支援は施設名称を記載すること。

（注3）数量欄は、作業道開設は開設延長を、栽培環境整備支援及び新規生産者施設整備支援は台数等を、クヌギ原木林緊急造成（果樹園跡地有効利用）支援は面積を記載すること。

3 事業報告（事業別）

（1）原木安定供給支援（作業道開設）

区分		当該年度	年度	年度	年度	備考
伐採面積 (ha)	計画					
	実績					
原木供給本数 (本)	計画					
	実績					
作業道開設延長 (m)	計画					
	実績					

(2) 栽培環境整備支援

区分		現状	当該年度	年度	年度	年度	備考
生産 量 内訳 (kg)	「鳥取茸王」 (金ラベル)	計画					
		実績					
	「鳥取茸王」 (銀ラベル)	計画					
		実績					
	とっとり115	計画					
		実績					
	その他	計画					
		実績					
	露地栽培 (乾しいたけ)	計画					
		実績					
単位収量(kg/千本)		計画					
		実績					
販売額(円)		計画					
		実績					
販売平均単価 (円/kg)		計画					
		実績					

(3) 安全労働確保支援（労働力の軽減）、新規生産者施設整備支援

区分		現状	当該年度	年度	年度	年度	備考
植菌本数（本）	計画						
	実績						

(4) クヌギ原木林緊急造成（果樹園跡地有効利用）支援

区分		現状	当該年度	年度	年度	年度	備考
クヌギ造林面積（m2）	計画						
	実績						

年度きのこ王国とっとり推進事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日

職氏名 様

所在地

名称

代表者

印

年 月 日付 第 号により交付決定のあった 年度きのこ王国とっとり推進事業費補助金について、仕入控除税額が確定したので、きのこ王国とっとり推進事業費補助金交付要綱（平成31年3月29日付第201800357053号鳥取県農林水産部長通知。）第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金の確定額
（ 年 月 日付 第 号による通知額） | 金 | 円 |
| 2 上記に係る補助対象経費の額 | 金 | 円 |
| 3 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告
控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 4 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 補助金返還相当額 $(4 - 3) \times (1 \div 2)$ | 金 | 円 |

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第8号(第10条関係)

年 月 日

職氏名 様

住所
事業主体名
代表者名

印

年度きのこ王国とっとり推進事業(原木安定供給支援・作業道開設)完了届

年 月 日付 第 号による交付決定に係る事業が完了したので、きのこ王国とっとり推進事業費補助金交付要綱(平成31年3月29日付第201800357053号鳥取県農林水産部長通知)第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

補助金等の名称	
完了年月日	
備 考	(段階的に検査を行う場合にあつては、当該検査に係る完了部分を記載すること。)

参考様式1 (別表)

原木安定供給協定書 (例)

(目的)

第1条 生産者〇〇〇〇 (以下「甲」という。)、森林所有者〇〇〇〇 (以下「乙」という。) 及び素材生産業者〇〇〇〇 (又は〇〇森林組合) (以下「丙」という。) の3者は、しいたけ原木を将来にわたり安定的に供給及び確保することを目的に、この協定を締結する。

(実施の主体) (参考例)

第2条 甲は、伐採、造材、搬出されたしいたけ原木 (以下、「原木」という。) の供給を受ける者とする。

2 乙は、原木として使用できる立木 (以下、「立木」という。) (及び再造成、育成管理できる土地を所有する者とする。

3 丙は、原木安定供給事業の事業実施主体として、乙が所有する立木の伐採、造材、搬出 (及び再造成、育成管理) (以下、「整備」という。) し、協定の期間中、原木を甲に供給する者とする。

(協定の名称)

第3条 この協定の名称は、〇〇〇〇原木安定供給協定とする。

(期間)

第4条

この協定の期間 (以下「協定期間」という。) は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(協定の対象とする森林)

第5条 この協定の対象とする対象森林 (以下、「対象森林」という。) の所在地及びその面積等は、次に掲げるとおりとする。

所在地	林小班	面積(ha)	備考

(役務と対価) (参考例)

第6条 甲は、協定期間中、供給を受けたい原木の本数、樹種、径級、納期を丙に申込みものとする。

2 丙と乙は、対象森林の整備に関する受委託契約を締結するとともに、前項の申込み内容に対応するための施業計画書を別添により作成するものとする。

3 丙は、施業計画書に基づき対象森林の整備を行い、申込みに応じて甲に原木を供給するものとする。

4 甲は、供給された原木を確認した上で、丙に対象森林の整備に要する経費 (及び立木代金) の一部を原木代金として支払うものとする。

5 乙は、丙に対象森林の整備に要する経費の一部を支払うものとする。

6 丙は、乙に立木代金を支払うものとする。

(甲の責務)

第7条 甲は、注文した原木について、原則として注文の取り消しはしないものとする。

(乙の責務)

第8条 乙は、対象森林について次の各号に掲げる条件を遵守するものとする。

(1) 協定期間中は対象森林を開発等により転用しないこと。

(2) 対象森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議の申立てがあった場合は、その処理解決に当たること。

(丙の責務)

第9条 丙は、対象森林の整備の実施後、その結果を速やかに甲及び乙に報告するものとする。

2 丙は前項の報告時に、対象森林の整備に要した経費から原木安定供給支援による補助金相当額を除し、甲及び乙に対象森林の整備に要する経費（及び立木代金）を通知するものとする。

(協定に係る権利及び義務の承継等)

第10条 乙は、協定期間において、対象森林に地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下「所有権の移転」という。）をする場合は、丙へその旨を届け出るものとする。この場合において、乙は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 乙は、協定期間中に氏名若しくは住所に変更があった場合又は次条に定める事項が生じた場合は、速やかにこれを甲及び丙に書面で通知するものとする。

(特別な事情による協定の失効)

第11条 次の各号においては、この協定は対象森林の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されたとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(疑義の決定)

第12条 この協定に関し疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

上記の協定を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所
氏 名

乙 住 所
氏 名

丙 住 所
氏 名

別添

施業計画書

1 施業計画

年度 名称	当該 年度	年度	年度	年度	年度	年度	合計
伐採面積(ha)							
原木供給本数(本)							
作業道開設延長(m)							
植栽面積(ha)							
保育面積(ha)							
その他()							

(注1) 保育面積欄には、下刈り、芽かき等の作業種を記載すること。

(注2) 適宜列を追加して記載すること。

2 添付書類

位置図、平面図

参考様式2 (別表)

果樹園跡地に係る集約化計画及びしいたけ生産に係るクヌギ原木の利用計画書

1 事業の目的

2 果樹園跡地の概要

※記載内容

- ・果樹園跡地全体の面積、その内クヌギ原木林緊急造成に取り組む面積
- ・クヌギ原木林緊急造成に取り組む土地所有者一覧

3 クヌギ造林計画 (年度別)

地区名	造林面積(a)	H28	H29	H30

4 しいたけ生産部の概要

(1) 原木の調達状況

区分	自伐原木		購入原木	
	コナラ	クヌギ	コナラ	クヌギ
地区内				
地区外				
計				

(2) 今後の生産部の取組考え方※ () は視点

○生産者の育成について (新規生産者の確保等への取組など)

○原木の確保について

(生産の効率化、大径木→適木、老齢木→若齢木、コナラ→クヌギ)

○生産量の増加に向けて (コナラ→クヌギ 単収のUP、増植など)

5 事業実施期間

〇〇年度～ 〇〇年度

参考様式3 (別表)

クヌギ原木林緊急造成支援事業の実施及び管理に関する協定書 (例) (土地所有者、原木しいたけ生産部、JAの三者協定となる場合)

(協定の目的)

第1条 耕作を放棄している〇〇地区団地の土地所有者の代表者 (以下「甲」という。) と〇〇地区原木しいたけ生産部の代表者 (以下「乙」という。) 及び〇〇農業協同組合 (以下「丙」という。) の3者は、クヌギ原木林を適正に造成・活用していくことを目的に、この協定を締結する。

(協定の期間)

第2条 この協定の期間は、協定を締結した日からクヌギ造林が完了した年度の翌年度から起算して15年を経過する年までとする。

(協定の対象とする森林)

第3条 この協定の対象とする森林 (以下「対象森林等」という。) の所在地及びその面積等は、次に掲げるとおりとする。(※別紙でも可)

所在地

林小班

面積(ha)

- 施業目標
- ・ 下刈り：植栽から最低5年間は毎年、下刈りを実施し、その後は状況に応じて実施する。
 - ・ 蔓切り：必要に応じて実施
 - ・ 施肥：生育状況を見ながら実施

(施業の実施内容)

第4条 甲は、第3条に掲げる施業目標に基づき事業を実施することとし、甲乙協議して決定するものとする。

(費用の負担)

第5条 クヌギ林育成に要する費用については、甲乙協議して決定する。

(甲の義務)

第6条 甲は、対象森林等について次の各号に掲げる条件を遵守するものとする。

- (1) 第4条に基づく施業の実施に協力し、その施業に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。
- (2) 協定期間中は対象森林を皆伐したり、開発等により転用しないこと。なお、やむを得ず転用する必要を生じた場合は、あらかじめ乙に書面により届け出ること。
- (3) 第4条に基づく施業の実施後、協定の期間中は、対象森林等の適正な管理を実施すること。
- (4) 対象森林等の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決に当たること。

(乙の義務)

第7条 乙は、クヌギ原木林が成林した後は、適正な価格で購入し、しいたけ原木に活用するものとする。

(クヌギ原木林の活用)

第8条 クヌギ原木林の売却費については、甲乙協議して決定する。

(助言及び指導)

第9条 丙は、この協定の目的達成のため、必要に応じて甲乙に対する助言及び指導に努めるものとする。

(災害等による損害)

第10条 協定の期間中に、火災、天災その他乙の責めに帰し得ない事由により対象森林等に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲はその責任を負わない。

2 第4条に基づき実施した施業により、対象森林等の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害を生じた場合にあっても、甲はその責任を負わない。

(協定に係る権利及び義務の承継等)

第11条 甲は、協定の期間中において対象森林等に地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定(以下「権利の設定」という。)をする場合又は対象森林等について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転(以下「所有権の移転」という。)をする場合は、乙にその旨を届け出るものとする。この場合、甲は、権利の設定は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 甲は、協定の期間中に氏名又は住所に変更があった場合は、速やかにこれを乙・丙に書面で通知するものとする。

(特別の事情による協定の失効)

第12条 次の各号においては、この協定は対象森林等の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林等の全部又は一部が、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災・天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林等の全部又は一部が滅失したとき。

(疑義の決定)

第13条 この協定に関し疑義のあるとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲乙丙の協議の上、定めるものとする。

上記協定を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所
氏 名 印

乙 住 所
氏 名 印

丙 住 所
氏 名 印